

議案及び議事の概要

第93号議案 議事録の承認について

- ・ 令和5年1月27日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。

第94号議案 警察官の採用選考について

- ・ 警察官の任用に関する規則第3条第1号の規定に基づき、警察本部長から請求があった警察本部警視の採用の選考案について審議し、原案どおり可決（合格決定）。

第95号議案 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 第8条第1項第1号に定める定期券による運賃相当額について、これまでの規定では算出が困難となる定期券が発売予定であることから、そうした定期券については「人事委員会の定める定期券を使用する場合」とし、それに係る運賃相当額及び手当の返納の必要が生じた場合の第12条の2第2項第1号に定める返納額については、「人事委員会の定める額」とすること
 - ・ 施行日は令和5年3月1日とすること
- について審議し、原案どおり可決。

第96号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正について

改正点（1）

- ・ 第95号議案で審議、可決した通勤手当に関する規則における「人事委員会の定める定期券を使用する場合」については、奈良交通株式会社発行の金額式IC定期券CI-CA plusであること
- ・ 人事委員会が定める運賃相当額については、CI-CA plusの6ヶ月当たりの合計額を定期券の価額とみなすこと。
- ・ 人事委員会が定める返納額については、CI-CA plusの6ヶ月当たりの合計額のうち、返納の必要が生じた事実の発生月の翌月以後のものとの価額とすること
- ・ その他、運賃相当額及び返納額の算出において必要な事項
- ・ 施行日は令和5年3月1日とすること

改正点（2）

- ・ 手当の認定のための調査事務等に遅れが生じる場合があることを考慮し、通勤手当の支給において、災害の他に職員の責めに帰することができない事由により、職員が届け出を行うことができないと認められる場合は、通勤手当に関する規則第12条に規定する、支給要件具備等の事実発生の日から15日の届出期間に含まれないものとする
 - ・ 施行日は公布日とすること
- について審議し、原案どおり可決。

第97号議案 「給料等の支給に関する規則の運用について」の一部改正について

- ・ 第96号議案改正点(2)と同様に、扶養手当の支給において、災害の他に職員の責めに帰することができない事由により、職員が届け出を行うことができないと認められる場合は、一般職の職員の給与に関する条例第11条に規定する、支給要件具備等の事実発生の日から15日の届出期間に含まれないものとする
 - ・ 施行日は公布日と施行すること
- について審議し、原案どおり可決。

第98号議案 「住居手当の運用について」の一部改正について

- ・ 第96号議案改正点(2)と同様に、住居手当の支給において、災害の他に職員の責めに帰することができない事由により、職員が届け出を行うことができないと認められる場合は、住居手当に関する規則第8条に規定する、支給要件具備等の事実発生の日から15日の届出期間に含まれないものとする
 - ・ 施行日は公布日とすること
- について審議し、原案どおり可決。

第99号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について

- ・ 第96号議案改正点(2)と同様に、単身赴任手当の支給において、災害の他に職員の責めに帰することができない事由により、職員が届け出を行うことができないと認められる場合は、単身赴任手当に関する規則第9条に規定する、支給要件具備等の事実発生の日から15日の届出期間に含まれないものとする
 - ・ 施行日は公布日とすること
- について審議し、原案どおり可決。

第100号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 警察本部長から、夏季特別休暇の取得期間の拡大について改正の依頼があったもの
 - ・ 夏季特別休暇は7月から9月までに5日以内とされているが、業種によってはこの期間に取得が難しい実情があることに鑑み、取得期間を「任命権者が定める期間」とすること
 - ・ 平等取扱いのため、依頼があった警察職員のみならず、全職員について規則を改正すること
 - ・ 施行日は令和5年4月1日とすること
- について審議し、原案どおり可決。

なお、改正規則を適用するにあたり、盆等夏季の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のためのものであるという夏季特別休暇の趣旨を踏まえて、任命権者は適切な期間において取得促進を図ることに努めるべきとの意見が出された。

以上